

豊島区放課後対策事業案内

*平成 30 年度現在の事業内容です。
今後、放課後事業の施策見直しに応じて内容が変更になる場合があります。

豊島区 教育部 放課後対策課
住所：豊島区南池袋 2-45-1 7 階
電話：03-3981-1058(直通)
受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時(平日のみ)

●目次●

I 子どもスキップ基本事項	- 2 -
1：子どもスキップの一般利用届出	- 2 -
2：子どもスキップの一般利用方法	- 2 -
3：子どもスキップの利用時間	- 3 -
II 学童クラブ基本事項	- 4 -
1：学童クラブの利用条件	- 4 -
2：学童クラブの利用時間	- 6 -
3：学童クラブの利用料	- 6 -
4：学童クラブ利用料の減免	- 7 -
5：間食の取扱い	- 7 -
6：新規利用申請の時期・提出書類	- 8 -
7：障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）の利用	- 8 -
8：保護者会・個人面談	- 9 -
9：行事	- 9 -
10：学習指導	- 9 -
III 子どもスキップ全般及び一般利用についてよくあるご質問	- 10 -
Q1：一般利用と学童クラブの主な違いはなんですか？	- 10 -
Q2：障害のある児童も一般利用は可能ですか？	- 10 -
Q3：ケガをした場合、保険はどのようになっていますか？	- 10 -
Q4：インフルエンザなどで学級閉鎖・学年閉鎖になった場合は利用できますか？	- 10 -
IV 学童クラブについてよくあるご質問	- 11 -
Q1：どこの学童クラブを利用したらよいですか？	- 11 -
Q2：入会申請をしても利用できないことはありますか？	- 11 -
Q3：待機はありますか？	- 11 -
Q4：待機となった場合、どのように放課後を過ごしたらよいですか？	- 11 -
Q5：2，3年生になっても、引き続き同じ学童クラブを利用できますか？	- 11 -
Q6：持病がある児童も利用は可能ですか？服薬管理等はしてもらえますか？	- 11 -
Q7：児童が病気時の取り扱いはどうなりますか？	- 12 -
Q8：学校から学童クラブまで子どもスキップで送ってもらえますか？	- 12 -
Q9：仕事が午後6時には終わらないので、お迎えにいけません。	- 12 -
Q10：学童クラブから塾へ行き、また学童クラブへ戻ることは可能ですか？	- 12 -
Q11：夏休みの過ごし方やお弁当について教えてください。	- 12 -
Q12：兄一般利用、弟学童クラブです。夏休みなど一緒に昼食はとれますか？	- 12 -
Q13：夏休みのプール等に参加後、学童クラブの利用はできますか？	- 13 -
V その他の放課後事業についてよくあるご質問	- 13 -
Q1：放課後子ども教室について教えてください。	- 13 -
Q2：校庭開放事業について教えてください。	- 13 -

I 子どもスキップ基本事項

1：子どもスキップの一般利用届出

- ・豊島区内在住、または豊島区立当該小学校に在学の児童が利用できます。
豊島区内在住の児童は、他のスキップも利用可能です。
他区在住で豊島区立の小学校に通う（区域外就学）児童は、在学校のスキップのみ利用可能です。
- ・「子どもスキップ」の利用にあたっては、保護者の承諾のもと、氏名、住所、電話番号、学校名の届出が必要です。**緊急時（事故など）確実に保護者への連絡ができるようにするため、必ず保護者をご記入ください。**
※届出書の提出は、一施設につき1回（各施設で随時受付）ですが、年度ごとに届出内容について確認を行います。**保護者の連絡先等が変更になった場合は、速やかに各子どもスキップへ届け出てください。**

2：子どもスキップの一般利用方法

- 一度帰宅してからの利用…一度帰宅してから、子どもスキップへ来る利用方法です。
- 直接利用…学校終了後、一度帰宅せずに、学校からランドセルを持って、
直接子どもスキップへ来る利用方法です。

一般利用については、保護者と児童との間で帰りの時間を決める自主的な利用です。

【ご注意】

- ・当該小学校の集団下校日（校外班帰り）や防災引渡し訓練日等には「**直接利用**」は**できません**。
- ・新1年生は、入学式後の地域別集団下校の期間が終了してから「直接利用」することができます（学校により期間は異なります）。
- ・「直接利用」としてスキップを利用している場合は、利用途中にスキップ以外の場所（塾や友だちの家など）へ行くことは**できません**。
- ・「直接利用」の帰路での事故は、区立小学校在学児童に限り、学校の保険（日本スポーツ振興センター共済制度）の対象になります。

3：子どもスキップの利用時間

○ 平日

当該小学校の放課後から午後 6 時まで

学校休業日・長期休業期間：午前 9 時から午後 6 時まで

○ 土曜日

午前 9 時から午後 5 時まで

【注】 冬季時、校庭開放終了時間が午後 4 時 30 分の場合は、
午後 4 時 30 分から 5 時までは、スキップ内で過ごします。

○ 子どもスキップ休業日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）

※学童クラブについては、9 時前利用や午後 7 時までの延長利用があります。

詳しくは、P6「2：学童クラブの利用時間」をご参照ください。

Ⅱ 学童クラブ基本事項

1：学童クラブの利用条件

区内在住または、当該区立小学校在学の児童。
保護者の状況による利用資格は以下のとおり。

申請事由	条 件		提出書類
	1年生から3年生・障害児	4年生から6年生（＊1）	
就 労	午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき12日以上、かつおおむね1月以上行っている。	午後1時以降5時間以上（午後6時までの間に2時間以上）の就労を、1月につき16日以上、かつおおむね1月以上行っている。	・就労証明書
疾 病	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、1週につき3日以上通院（月曜日から金曜日までは午前12時以後に係るもの、および土曜日）を、おおむね1月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1月以上の療養を要する。	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、1週につき4日以上通院（月曜日から金曜日までは午前12時以後に係るもの、および土曜日）を、おおむね1月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1月以上の療養を要する。	・申立書 ・診断書（コピー可） または、 診察券コピー＋領収書等
心身障害	身体障害者手帳（1級から4級までのものに限る）、愛の手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。	身体障害者手帳（1級から4級までのものに限る）、愛の手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。	・申立書 ・手帳コピー
看護または介護	次のいずれかに該当するとき ① 居宅内において、常時看護または、介護を、おおむね1月以上行っている。 ② 居宅外において、1月につき12日以上看護または、介護（月曜日から金曜日までは、午前12時以後に係るもの、および、土曜日）をおおむね1月以上行っている。	/	・申立書 ・診断書（コピー可） または、 診察券コピー ＋領収書（コピー）等

申請事由	条 件		提出書類
	1年生から3年生・障害児	4年生から6年生（*1）	
就学または技能習得	月曜日から土曜日までに居宅外において、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1月につき12日以上の上の就学または、技能習得を1月以上行っている。	月曜日から土曜日までに居宅外において、午後1時以降5時間以上、1月につき16日以上の上の就学または、技能習得を1月以上行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・在学証明書（予定であれば入学決定通知等コピー可） +授業時間割
その他	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事由 <ul style="list-style-type: none"> ・求職（2か月の利用／主たる生計者の場合は更新可） ・出産（産前および産後1か月の利用*3） ・両親不在（死亡・離別・行方不明・拘禁等） 	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事 <ul style="list-style-type: none"> ・出産（産前および産後1か月の利用*3） ・両親不在（死亡・離別・行方不明・拘禁等） *求職中は申請不可	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・その他、事情が分かるもの等（求職（*2）・出産は基本的に添付書類なし）

（*1）4年生から6年生の児童は、

上記の条件に加え週4日以上、午後6時までの利用を必要とするものに限りませ。

（*2）求職による生計中心者の入会は、更新時に「求職活動報告書」が必要です。

（*3）2か月間ではありません。

*障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）について

・4年生以上の児童も3年生までの利用条件で審査をします。

・詳しくは、P8「7：障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）の利用」をご参照ください。

*夏休み期間のみ学童クラブを利用したい場合も、上記の資格を満たしていれば申請できます。

2：学童クラブの利用時間

・夏休みなどの長期学校休業日・開校記念日・振替休業日なども学童クラブは実施しています。

○学校がある日：放課後から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）

○学校休業日：午前9時から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）

○学童クラブの休業日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）

【延長利用について】

	9時前利用	延長利用
時間	午前8時15分から午前9時	午後6時から午後7時
対象者	就労時間(通勤時間含む)が午前9時から午後6時以外にかかり、その時間の保育が必要な方(申請が必要です)	
	全学年	1～3年生
実施日	学校休業日・土曜日	平日のみ (学校休業日の平日含む)
料金	年額 1,000 円	月額 1,000 円
実施施設	すべて	
その他		必ずお迎えが必要です

3：学童クラブの利用料

・月額4,000円です。

9時前利用はプラス年額1,000円、延長利用はプラス月額1,000円です。

・所得（税額）等により、減額・免除の制度があります。

詳しくは、P7「4：学童クラブ利用料の減免」をご参照ください。

月の途中から利用開始または、月の途中で退所した場合でも1か月分の利用料が発生します。
また、欠席届を出されても、学童クラブ在籍中は利用料が発生します。

この他、午後5時以降利用される方で、間食を希望する場合は、月額1,000円が必要です。

詳しくは、P7「5：間食の取扱い」をご参照ください。

4：学童クラブ利用料の減免

- ・学童クラブ利用料の減免について、以下のとおり実施しています。

●減免制度対象世帯（児童）

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯（*1）	免除
住民税均等割課税のみの世帯（*1）、就学援助認定世帯、同一世帯から2人以上利用している2人目以降の児童 など	5割減額

（*1）寡婦(夫)控除みなし適用(婚姻歴のないひとり親世帯のみが対象です)により、住民税非課税または住民税均等割のみ課税に該当する場合があります。

●申請方法

- ・「子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）等申請書」に必要事項を記入し、在籍している学童クラブに提出してください。
- *「子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）等申請書」は、学童クラブに利用決定された方全員に送付します。

●対象月

- ・申請書提出月から当年度末

●結果通知

- ・審査後、順次通知します。
減免決定後、過納分がございましたら、充当・還付いたします。

5：間食の取扱い

- ・午後5時以降も学童クラブを利用し、間食を希望する方を対象に、間食を提供しています。
- ・間食費は月額1,000円です。現金で各学童クラブへ納めてください。
- ・利用料の減額・免除世帯に該当する方は、申請により、区が半額を助成する制度があります（同一世帯2人目以降の児童を除く）。
- ・継続して15日以上欠席するときは、事前の届出で納める間食費は半額になります。
- ・平成30年度は、夏期のみ、おやつを提供時間は、午後3時から午後4時の間とし、夏期のみの間食希望も承りました（今後どうするかは未定です）。

6：新規利用申請の時期・提出書類

- ・新1年生の学童クラブ利用申請について、日程及び必要書類は以下の通りです。
（平成30年8月末時点での予定です、日程について一部変更になる場合があります）
- ・年度途中の入会も可能です。申請は随時受け付けています。
申請から利用開始までに、約2週間かかります。

申請書等配布	平成30年12月3日（月）より
配布場所	各学童クラブ *一部書類については 12月3日以降に豊島区ホームページよりダウンロード可能です。 *必要に応じて学童クラブから説明を聞き、利用の条件等を確認してください。
受付期間	平成31年1月4日（金）から1月18日（金）まで *平成31年4月1日からの利用を希望される場合は、必ずこの期間内にご申請下さい。
受付場所	利用希望の各学童クラブ（1か所のみ） *書類提出時に利用児童・保護者の面談があります。 予め利用希望の学童クラブに提出日時を予約してください。
提出書類	①豊島区子どもスキップ学童クラブ利用申請書 ②就労証明書（証明日が平成30年12月1日以降のもの） *事由が就労以外のときは、その事実がわかる書類 （申立書＋診断書、保護者の在学証明書など） *障害のある児童については、他にも必要書類があります。 詳細は各学童クラブ・放課後対策課へお問い合わせください。
利用の決定	3月上旬

○学童クラブでの書類配布、及び受付時間○

- ・平 日：午前11時30分から午後6時まで
- ・土 曜 日：午前9時から午後5時まで
- ・学校休業日：午前9時から午後6時まで
- ・日 曜 日：書類配布、受付はできません

7：障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）の利用

- ・集団保育が可能かどうか等の児童の状況により、利用について判断をいたします。
障害児等学童保育審査委員会において、承認が得られれば利用可能です。
また、4年生以上の児童も3年生までの利用条件で審査をします。利用条件について詳しくは、P4、5「1：学童クラブの利用条件」をご参照ください。
- ・申請時に追加で必要な書類などもございますので、事前に各学童クラブ・放課後対策課にご相談ください。

8：保護者会・個人面談

- ・保護者会は年に数回、個人面談を年1回程度実施しています。また、必要がある場合は随時実施します。

9：行事

- ・季節の行事や誕生会・お楽しみ会等を実施しています（行事の内容は各学童クラブによって異なります）。
- 子どもスキップの一般行事にも参加するよう声をかけています。

10：学習指導

- ・学習指導は行っていません、宿題の声掛けなどは行っています。
- ・長期休業中は、午前中に自主学習の時間を設けています。

Ⅲ 子どもスキップ全般及び一般利用についてよくあるご質問

Q1：一般利用と学童クラブの主な違いはなんですか？

・A：主な違いについては以下の通りです。

[一般利用（無料）] ⇒P2「Ⅰ 子どもスキップ基本事項」

保護者と児童との間で帰宅時間などを決める自主的な利用です。

区内在住、または当該区立小学校在学の児童が利用できます。

[学童クラブ（有料）] ⇒P4「Ⅱ 学童クラブ基本事項」

保護者の就労などの理由で放課後の保育に欠ける児童の健全育成を図る事業です。

職員が入退室システムや連絡帳などで出欠・帰宅時間などを管理、体調確認、宿題の声掛け、間食の提供などを行います。また、9時前利用(午前8時15分から午前9時)及び延長利用(午後6時から午後7時)を実施しています。

利用に際し、保護者の就労時間などの条件があります。

条件について詳しくは、P4、5「1：学童クラブの利用条件」をご参照ください。

その他、登録方法などについて違いがあります。

利用料などの詳細は、それぞれ該当のページをご覧ください。

Q2：障害のある児童も一般利用は可能ですか？

・A：保護者等の付き添いがあれば、子どもスキップの一般利用が可能です。

Q3：ケガをした場合、保険はどのようになっていますか？

・A：豊島区では、乳幼児・小学生・中学生の通院や入院における保険診療の自己負担分について全て医療費助成の対象になっています。

直接保護者が診療費を負担することがなくなっているため、課独自の保険はありません。

Q4：インフルエンザなどで学級閉鎖・学年閉鎖になった場合は利用できますか？

・A：インフルエンザや胃腸炎などで学級閉鎖・学年閉鎖になった場合は、該当クラスまたは学年は、一般・学童クラブ共に利用できません。

Ⅳ 学童クラブについてよくあるご質問

Q1：どこの学童クラブを利用したらよいですか？

- ・A：入学する小学校の学童クラブを利用することが一般的です。
入学する小学校以外の学童クラブを利用することもできます。
*利用できる学童クラブは1つだけです。

Q2：利用申請をしても利用できないことはありますか？

- ・A：「学童クラブ利用条件」にあてはまらない場合は、利用ができません。
4年生以上については、3年生以下と入会基準が異なります。
詳しくは、P4、5「1：学童クラブの利用条件」をご参照ください。
*状況に応じて、子どもスキップの一般利用もご検討ください。

Q3：待機はありますか？

- ・A：待機はありません。(平成30年8月末現在)
ただし今後の状況によっては、待機が発生する可能性があります。
また、希望の施設が偏った場合、第一希望の学童クラブに入会できないこともあります。申請書に第二希望まで記入可能です。

Q4：待機となった場合、どのように放課後を過ごしたらよいですか？

- ・A：一般利用でご利用いただく方法があります。
詳しくは、P2以降「I 子どもスキップ基本事項」をご参照ください。

Q5：2，3年生になっても、引き続き同じ学童クラブを利用できますか？

- ・A：必ずできるとは限りません。
学童クラブは単年度申請のため、翌年度は改めて申請する必要があります。

Q6：持病がある児童も利用は可能ですか？服薬管理等はしてもらえますか？

- ・A：集団保育が可能な状況であれば利用できます。
ただし、疾病により特段の配慮が必要な場合や医療的な処置が必要な場合には、ご利用が難しいこともあります。
事前に各学童クラブ・放課後対策課にご相談ください。
また、職員は服薬管理をいたしません。お子さんご自身で行ってください。

Q7：児童が病気時の取り扱いはどうなりますか？

- ・A：風邪などで学校を欠席した場合は、学童クラブも欠席していただきます。

Q8：学校から学童クラブまで子どもスキップで送ってもらえますか？

- ・A：学校から学童クラブへの送迎は行っておりません。
また帰宅時についても、職員による送迎は行っておりません。同じ時間帯・同じ方向に帰る児童をできるだけまとめ、途中まで見送る等の対応をとっています。

Q9：仕事が午後6時には終わらないので、お迎えにいけません。

- ・A：基本的には、保護者による送迎の必要はありません。
(保護者等が送迎をすることは差し支えありません)
ただし、午後6時から午後7時までの延長利用をされている場合は、必ずお迎えが必要です。
また、台風等の荒天時には、保護者の送迎をお願いする場合があります。

Q10：学童クラブから塾へ行き、また学童クラブへ戻ることは可能ですか？

- ・A：塾通い等は「早帰り」扱いとなるため、再度学童クラブへ戻ることはできません。
早帰りして塾等へ行った後、再度来所した場合は、学童クラブではなく一般利用となります。
ただし「途中外出申請書」を前日までに学童クラブへ提出すれば、
以下の場合のみ外出でき、学童クラブへ戻ることができます。
①グループ活動（PTA主催・町会主催等）
②通院および薬剤の受領

Q11：夏休みの過ごし方やお弁当について教えてください。

- ・A：一般的な過ごし方については以下の通りです(各施設により若干の差があります)。
またお弁当については、家庭より持参してください。
【午前】1時間程度自主学習の時間を設け、その後自由遊びとなります。
【午後】昼食後一定の休憩時間を設け、その後自由遊びとなります。

Q12：兄一般利用、弟学童クラブです。夏休みなど一緒に昼食はとれますか？

- ・A：一般利用児童と学童クラブ利用児童は、別の部屋で食事をとります。
ただし、その日の利用人数等によっても対応が異なるため、詳細は学童クラブにご相談ください。

Q13：夏休みのプール等に参加後、学童クラブの利用はできますか？

・A：利用できます。プールの開始時間等によっても対応が異なるため、詳細は学童クラブにご相談ください。

- ① 自宅から直接プールへ行き、プール終了後学童クラブへ来る。
- ② 自宅から学童クラブへ行き、弁当等を置いてプールへ行く。
終了後、学童クラブへ戻る。

V その他の放課後事業についてよくあるご質問

Q1：放課後子ども教室について教えてください。

・A：地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流などの活動を行っている放課後事業です。

工作、手芸、囲碁、将棋、書道、茶道、読み聞かせ、英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスなど体を動かすあそびまで、子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。

子どもスキップに利用届出をしている児童が参加できます。

各放課後子ども教室で実施プログラムが異なりますのでご確認ください。

Q2：校庭開放事業について教えてください。

・A：小学校の校庭を児童及び保護者同伴の幼児向けに開放しています。

・平日：授業終了後から午後6時まで

・土曜・日曜・祝日：午前10時から午後6時まで

*開放時間は学校・季節により異なります。また利用できる対象は学校により異なります。

詳しくは各校の学校開放管理員にお問い合わせください。